

調達説明書（仕様書）

公 告 日
令和5年4月5日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁会計規程（平成19年3月20日三重県病院事業庁管理規定第2号。以下「規程」という。）第122条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、入札に参加してください。

1 案件及び内容

案件名：令和5年度県立病院（こころの医療センター・一志病院）

先発・後発医薬品の購入（単価契約）

内 容(仕 様):別添仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所

(1) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

(2) 納品場所（納入場所） 津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター 薬剤室
津市白山町南家城616 三重県立一志病院 薬剤室

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 三重県内にある本店又は支店等で調達システム利用登録をしている登録事業者

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県及び三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を受けている者であること。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)の競争入札参加資格確認申請を13(3)の方法により「入札に関する事務を担当する課・班」（以下「入札事務担当」という。）に提出し、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから書面により入札書の提出を行ってください。本案件における入札書提出の要件及び提出方法については、13(7)をご覧ください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)の書類を13(6)の締切日時までに提出していただきます。（※(2)、(3)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。）

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請（13(3)参照）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のないこと用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し

- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を証明する書類の写し

5 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) P5「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 入札は、仕様書に記載する品目における製造（販売）事業者（以下「製薬メーカー」という。）の単位で行うものとし、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた者のうち、規則125条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低の入札価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。
- (3) 入札価格は、品目ごとに送料等の納入に要する経費を含めた単価（消費税及び地方消費税を除く額（免税事業者にあつては、契約希望単価に110分の100を乗じた額）。整数止め。）に購入予定数量を乗じた額を製薬メーカーごとに合計した金額とします。
- (4) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (5) 入札保証金は、入札する製薬メーカーの入札価格を合計した金額の100分の5以上の額とします。ただし、規程第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- (6) 落札者は、落札した製薬メーカーに属する全ての医薬品について、仕様書に基づき納入する権利を有するものとします。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。（それぞれの品目の契約単価に予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を合計したものをもち、契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。以下同じ。）ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課・班」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
なお、契約金額は、入札書記載の単価（以下「契約単価」という。）とし、支払金額は契約単価に発注数量を乗じた金額に、100分の110を乗じた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、事務を担当する課・班（以下「入札事務担当所属」という。）に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県並びに三重県病院事業庁における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県並びに三重県病院事業庁が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規程に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

13 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和5年4月7日（金）17時まで

《結果回答》

令和5年4月10日（月）17時までに行います。

※別紙「質疑申請書」により、入札事務担当所属まで書面（FAX可）にて質疑を行ってください。

なお、FAXの場合、電話にて受信確認をお願いします。

※回答は、期日までにホームページにて公開いたします。質疑申請提出の有無にかかわらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 同等品申請の提出締切日時

対象外

(3) 競争入札参加資格確認申請書等提出の締切日時

令和5年4月11日（火）15時まで

【提出方法】

次の場所に郵便、民間事業者による信書便又は持参により、期日までに提出してください。
(必着)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県栄町庁舎6階）
病院事業庁県立病院課 総務班（担当：森川）

《結果通知》

令和5年4月12日（水）までに通知書を発送します。

(4) 入札書提出の締切日時

ア 入札書提出締切日時 令和5年4月19日（水） 9時まで

※ 入札書の提出は、入札書締切日時までに入札事務担当者が指定する下記(7)に記載する郵便局に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出して下さい。（提出方法は、下記（7）を参照してください。）

イ 内訳書の提出の要否 要

※ 内訳書は、別添「入札書別紙」を使用することとし、書面及び電子ファイルの2種類を(4)ウにより作成し、提出するものとします。

ウ 入札内訳書の作成及び提出方法

＜書面の入札内訳書＞

(4)アの締切日時までに入札書に添付して提出するものとします。

＜電子ファイルの入札内訳書＞

電子ファイル（Microsoft Excel 形式）を(4)アの締切日時までに zip ファイル形式（パスワードを設定し暗号化したもの）を下記アドレスまで電子メールにて提出してください。

なお、設定したパスワードは、別添「パスワード通知票」に記載の上、入札書に同封して下さい。

（送付メールアドレス：kenbyo@pref.mie.lg.jp）

(5) 開札の日時

入札書開札日時 令和5年4月19日（水） 9時10分

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をして下さい。

※ 開札に立ち会わない場合は、くじ引きの権限については入札事務に関係のない職員に委任することとなります。

※ 落札候補者を決定するまでには時間を要するため、ご了承ください。

(6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和5年4月25日（火）12時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に 4(2)から(4)の書類を契約事務担当所属に提出していただきます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

(7) 書面による入札書の提出方法

【手順】

- ① 入札書の提出は指定する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出してください。
- ② 封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。（下記参照）
- ③ 入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

また、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(指定する郵便局の宛名)

- ・指定する郵便局の郵便番号：514-0006
- ・指定する郵便局の住所：津市広明町13 三重県庁1階
- ・指定する郵便局：三重県庁内郵便局留
- ・受取人：受取人「三重県津市広明町13番地
三重県病院事業庁県立病院課総務班」
※住所も必ず記載してください。
- ・案件名：「令和5年度県立病院（こころの医療センター・一志病院）
先発・後発医薬品の購入」入札書在中

■ **入札に関する事務を担当する課・班**

病院事業庁県立病院課 総務班 担当 森川
電 話 059-224-2348 F A X 059-224-2349

■ **契約に関する事務を担当する課・班**

病院事業庁県立病院課 総務班 担当 森川
電 話 059-224-2348 F A X 059-224-2349

■ **調達システム利用登録申請を担当する課・班**

三重県出納局会計支援課企画支援班
電 話 059-224-2785/2787 F A X 059-224-2784

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出（提示）してください。
 - (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 1(7)を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 本入札案件に参加するためには、事前に電子調達システム利用登録申込手続が必要です。
- 4 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるとします。)提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 6 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
なお、開札の立ち会いを希望しない場合は、三重県病院事業庁職員に委任したものとみなします。
- 7 規程第131条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規程第 127 条第 1 項に規定する額に満たないとき。
- (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
- (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) 再度入札を行った場合において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
- (9) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。
- (10) 入札内訳書を求めた場合に次の(ア)から(オ)に該当するとき。
 - (ア) 入札内訳書を提出しないもの。
 - (イ) 入札内訳書の金額と入札額が一致していないもの。
 - (ウ) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。
 - (エ) 記載すべき項目が欠けているもの。
 - (オ) その他不備があるとき(記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの)

- 8 契約保証金は、契約金額(それぞれの物品の契約単価に購入予定数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を合計したものをもって、契約保証金算出の基礎となる契約金額と見なします。)の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生(再生)手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者(更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 9 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、受注者が 11 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規程第 136 条、第 137 条によります。
- 13 入札者が 1 者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- 14 契約締結権者は、規程第 139 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 15 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規程第 140 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。

- 16 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規程第 141 条に基づき、違約金を徴収します。
- 17 公告に記載がない事項については、規程の定めるところによります。

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」